

## 教育民生委員協議会記録

開会年月日	令和元年8月27日
開会時刻	午後2時20分
閉会時刻	午後2時59分
出席委員名	◎浜口和久    ○辻 孝記    宮崎 誠    久保 真
	楠木宏彦    野崎隆太    福井輝夫    藤原清史
	中山 裕司 議長
欠席委員名	なし
署名者	なし
担当書記	野村格也
協議案件	1 伊勢市合理化事業計画（第三期旧伊勢市地域分）の改定について
	2 喫煙対策について
	3 避難行動要支援者制度について《報告案件》
	4 学校水泳民間プール施設活用事業の実施状況について《報告案件》
	5 所管事業の令和元年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について
説明者	教育長、事務部長、学校教育部長、学校教育課長、
	学校教育課副参事
	環境生活部長、環境生活部参事、環境課長
	健康福祉部長、健康福祉部次長、健康福祉部参事、高齢者支援課長
	その他関係参与

## **協議経過**

浜口委員長が開会を宣告し、会議成立宣言後、直ちに議事に入り、「伊勢市合理化事業計画（第三期旧伊勢市地域分）の改定について」外4件を協議した。

なお、詳細は以下のとおり。

開会 午後2時20分

### ◎浜口和久委員長

ただいまから教育民生委員協議会を開会いたします。

本日の出席者は全員でありますので、会議は成立いたしております。

本日、御協議願います案件は、お手元に配付の案件の一覧のとおりであります。

議事の進め方につきましては、委員長に御一任願いたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

### ◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように取り計らいをさせていただきます。

## **【伊勢市合理化事業計画（第三期旧伊勢市地域分）の改定について】**

### ◎浜口和久委員長

それでは、「伊勢市合理化事業計画（第三期旧伊勢市地域分）の改定について」を御協議願います。

当局からの説明をお願いいたします。

教育長。

### ●北村教育長

本日はお忙しいところ、教育民生委員会に引き続き、教育民生委員協議会をお開きいただきありがとうございます。

本日、御協議いただきます案件は、「伊勢市合理化事業計画（第三期旧伊勢市地域分）の改定について」の外、報告案件も含めまして全部で4件でございます。

それでは、協議案件の順番に従いまして所管課から説明いたしますので、よろしく御協議のほどお願いいたします。

### ◎浜口和久委員長

環境課長。

### ●森本環境課長

「伊勢市合理化事業計画（第三期旧伊勢市地域分）の改定について」御説明申し上げます。本計画は、下水道の整備等に伴う一般廃棄物処理業等の合理化に関する特別措置法、通称、合特法に基づき策定しているものでございます。

資料「1 現行計画について」、(1) 目的をごらんください。本計画の策定目的とし  
ましては、一般廃棄物し尿等収集運搬業等事業者は本市の下水道の普及により大きな影響  
を受けてきたことから、業務に携わる事業者の経営努力を基本としつつも、その経営に与  
える影響に対する支援策を実施することにより、将来にわたり、し尿等の適正な処理を確  
保するとともに、業務の安定を保持するため策定しているものでございます。

続きまして、(2) 支援内容をごらんください。旧伊勢市地域におきましては、下水道  
供用開始前に5万6,034k1ありましたし尿等の処理量が、現行の下水道整備計画終了時点  
には1万6,452k1となり、差し引き3万9,582k1の減少が見込まれることとなります。その  
減少に対し、現在、一部を支援業務として、資源物あるいは燃えるごみの収集運搬業務を  
車両に換算して、11.3台分の提供を行っております。

続きまして、「2 計画の改定について」、(1) 改定の趣旨をごらんください。現行  
の下水道整備計画の終了までに見込まれる減少量に対する支援としまして、今後6.4台分  
の追加支援を講じる必要がありますので、支援業務の提供を開始するに当たり、支援内容  
の変更を行うものでございます。

続きまして、(2) 改定内容をごらんください。燃えるごみ収集運搬業務3.0台分の提  
供を令和2年度から開始するものでございます。

裏面をごらんください。上段は改定前(別表5)の支援業務の内訳、下段は改定後の内  
訳でございます。改定後の内訳、下から3段目の燃えるごみの欄、右端に3.0となってい  
るのが今回の改定により追加するもので、令和2年度から3.0台分を支援業務として開始  
するものでございます。支援期間につきましては、現行の計画どおり最長10年間としてお  
ります。

以上により、し尿収集運搬体制の合理化について適切に進めてまいりたいと考えており  
ます。

以上、伊勢市合理化事業計画(第三期旧伊勢市地域分)の改定について御説明させてい  
ただきました。御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【喫煙対策について】

◎浜口和久委員長

次に、「喫煙対策について」を御協議願います。

当局から説明をお願いいたします。

環境生活部参事。

## ● 出口環境生活部参事

それでは、「喫煙対策」につきまして御説明させていただきます。

資料2-1をごらんください。まず、「1 経過」でございますけれども、平成31年2月に開催されました教育民生委員協議会以降の取り組み状況としまして、一つとしまして、分煙環境につきましては平成31年3月に伊勢市駅前に喫煙所を整備したところでございます。（2）の伊勢市路上喫煙対策審議会の開催につきましては、令和元年6月、7月に審議をいただきました。その審議会では、一つ目としまして、路上喫煙の禁止（案）といたしまして、観光客が多く訪れる区域での喫煙場所が整備されているエリアといたしました。

資料2-2をごらんください。一つ目が伊勢市駅前・宇治山田駅前のエリアでございます。青と赤の区域が指定区域とさせていただきます区域でございます。

次に、資料2-3をごらんください。内宮周辺のエリアでございます。市道の部分をエリアとさせていただきます。この2のエリアを喫煙禁止区域（案）とさせていただきます。

資料2-1のほうにお戻りください。次に、伊勢市を美しくする条例改正（案）の骨子でございますけれども、①の条例改正から⑧の禁止区域における路上喫煙に対する指導までとなっております。

資料2-4をごらんください。まず一つ目ですけれども、条例改正（案）ですが、伊勢市を美しくする条例に路上喫煙禁止の項目を新たに追加し、吸い殻のポイ捨てだけではなく、たばこの火が通行人に触れる危険性についても配慮し、分煙政策を進めることで禁煙者、喫煙者がともに快適に過ごせる空間を創生するとともに、市民だけではなく観光客も含め、安心・安全の確保や快適な生活環境を向上することを資することといたしております。

二つ目の名称の変更につきましては、現行の「伊勢市を美しくする条例」から「伊勢市ポイ捨て及び路上喫煙防止条例」を仮称としまして、パブリックコメント等で広く皆さんの御意見を頂戴したいと考えております。

三つ目の市の責務としましては、マナーの向上、4の市民等の責務につきましては路上喫煙の際の方法、路上喫煙の禁止の指定では、公共の場所での制限の必要がある場合について指定することとし、路上喫煙区域の変更等では、区域変更や解除、また、禁止の区域における路上喫煙の禁止及び禁止区域における路上喫煙に対する指導を行うこととしております。

資料2-1のほうにお戻りください。今後の予定といたしましては、9月にパブリックコメントを実施し、その結果をもって10月に審議会から答申、11月にパブリックコメントの結果を議会の皆様に報告させていただきます。12月議会に条例改正を行い、市民の皆様に周知を行った後に条例施行を考えております。

また、諸条件におきまして遅れることも考えておりますけれども、こういう方向で考えてございます。

以上、喫煙対策につきまして御説明申し上げます。何とぞ御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

◎浜口和久委員長

ただいまの説明に対しまして、御発言はありませんか。

野崎委員。

○野崎隆太委員

ちょっと複数、幾つか教えてください。まず一つ目なんですけれども、きょう協議会ということで、意見も含めてお話をさせていただければと思うんですけれども、骨子の条例改正の資料2-4の路上喫煙禁止の項目のところの話なんですけれども、吸い殻のポイ捨てだけでなくたばこの火が、というような一文がございます。その後ろに分煙対策というのがあるんですけれどもたばこの火が、通行人に触れる危険性の配慮、こんなん当たり前の話だとは思いますが、これはもともと国の施策というのは、たばこ規制枠組条約を元につくられているはずなんですけれども、当然、健康増進法の改正も含めて。そこで求めているのはたばこの火が触れる危険性じゃなくて、たばこの煙に対する暴露からの抑止だと思いたうんですけれども、これ何で先に火が前に来ているのかがちょっと僕にはわからなくてですね、基本的に求めているのは、煙からのほうではないかと僕は思うんですけれども、そこちょっと御答弁いただけますでしょうか。

◎浜口和久委員長

環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

今回の改正（案）につきましては、まずは一つはさっき言わせてもらったポイ捨ての禁止ということと、あわせてその副次的にたばこを吸っている方の火の防止という形で考えてございます。あくまでも路上喫煙の禁止という形で考えておりますので、受動喫煙とは若干違うという形で考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

つまりこれはポイ捨てを禁止するための条例であって、路上喫煙防止のための条例じゃないという話でよろしいですか。

◎浜口和久委員長

環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

路上喫煙の禁止という定義の中でですね、すみません、公共の場所でのたばこを吸うことを禁止したいという形で考えてございます。以上でございます。

◎浜口和久委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

ちょっと今の御答弁よくわからなかったんですけれども、端的に言いますと、非常にこれ原始的、旧時代もいいところ、古い時代の条例が出てきたなと僕は思っています。これ手元に四條畷市の条例がありますけれども、大阪府内で初とは書いてあるけれども、路上喫煙全面禁止という条例が四條畷市はもう可決しています。多治見市議会も同じものがこの6月議会で成立されています。

この禁煙エリア、これ担当課の方には以前言わせていただきましたけれども、これ地図見てもらうとわかるんですけれども、喫煙の防止のエリアが書いてあるのはわかる。色塗りしてあるのもわかるけれども、例えば喫煙所がある場所、資料2-3見てもらうと一番わかるかなと思うんですけれども、喫煙所のある周り全部、一步外出てたばこ吸って大丈夫なところですよ。路上喫煙全然していいところの横に喫煙所を置いてあるだけで、何のための喫煙所かこれわからんと僕は思うんですよね。本来的にはそれを分けるために喫煙所を置いてあるんやで、喫煙所で吸うためにこの周りはたばこを吸ってはいけませんよとするのが筋じゃないかと思えます。

なおかつ、伊勢市これ駐車場にもそんな場所があるんちゃうかと思うんですけれども、そもそもの考え方として、何で喫煙所を置いてあるのかがわかりませんし、この条例をつくることで逆にこの区間以外は吸ってもいいよという許可を与えているみたいな形になりかねるので、もう少しエリアに関してきちっと真剣に考えるべきじゃないかと思っております。喫煙所の周りは全て禁煙にするというのが普通だと思いますんで、これ何か合理的な理由がありますか、喫煙所の周りを路上喫煙可能としている。変な話、1メートル離れても吸っていても大丈夫というエリアにする合理的な理由がもしあれば教えていただきたいんですけれども。

◎浜口和久委員長  
環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

言われるとおりは始まりの中で公共の場所、市道等々で喫煙をさせていただくと。分煙環境と路上喫煙をセットでさせていただくというのが最初の始まりでさせていただいていました。市道じゃなくて私ですね、制限もございまして、そこにはできないという考え方の中で今進めております。以上でございます。

◎浜口和久委員長  
よろしいですか。  
野崎委員。

○野崎隆太委員

もう一度、私なもので制限ができひんという話をするのであれば、今例えばすぐそのファミリーマートのところに喫煙所ありますけれども、この地図を見るとその横の道路、私道じゃなしに市道ですけれども、喫煙可能になっていますよね。今の御答弁でもう一回教えてほしいんですけれども、何でここ喫煙可能なんですか。

◎浜口和久委員長

環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

喫煙可能というかですね、喫煙に関しましては努力義務で課したいと考えております。全てが禁煙するというのが理想論でございますけれども、今のところは、まず分煙環境を整った、また人通りの多いところ、そこから進めていきたいと考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

おっしゃることはわかるんです。言ってもらったとおり、人が多いところからやろうというその発想はわかるんです。ただ、さっきも申しましたとおり、四條畷市はさっきも言ったけれども、まちの中全部、路上喫煙禁止。なので、出てきているこれ自体がもう旧時代、古い状態の、もういつの話しているのかという条例も出てきて、はい、今からこれやりますと言われても理解ができませんし、今さらそんな昔の話しているんですかという話になりますし、さっきも言いましたとおり、喫煙所の周りを路上喫煙禁止にするかどうかという話を僕はしているんであって、今からとりあえずやれるところからみたいなの、人が多いところからみたいなの話をしていますけれども、それじゃ何のために喫煙所をつくってあるのかも全く理解ができませんし、これ地図を見ても違和感しかない。

きょう、協議会なので、もうはっきりとその辺も言わせてもらいますけれども、正直言ってこの地図を見てきても全然違和感しかない。たばこ枠組規制条約とかで求めているものをそもそも理解しているのかという、ちょっとその辺が僕にはわからない。なので、協議会の場なので、審議会に持ち帰って今からそういう話があるんやろうけれども、基本的にはさっきも言いましたとおり、たばこの煙の暴露から守ることが前提であって、しかも何のために喫煙所をつくってあるのかというのをもう一回考えてきてくださいと。僕はもうこれ意見なので、もう協議会の中で意見で結構ですので、審議会にもそうやって言っていたと言っておいてください。全くもって喫煙所の周りがそうならない。意味がわからないと。

そこに関しては市の人らももう少し合理的なまともな理由を、何で喫煙所から一步出たところで吸えることになっているのかと。その周り半径1メートルでも2メートルでも本来禁煙じゃないのかというのが普通の考え方やと思いますんで。別に私有地の中の話をし

ているわけじゃなくて。全国的に見ると私有地も規制している条例ありますけれどもね。一生懸命私有地も頑張って規制しよう。今この伊勢市役所とかは駐車場も禁煙なのは知っていますよね、車の中でも。そういうふうに私の空間も禁煙にしようとしているのが今の世の中の流れなので、もうちょっと新しいもの、ちゃんとしたまちというか新しいまち、千代田区もたしか歩きたばこ全部禁煙ですよ。そういうふうにやっているのはどこなのかというのを調べてきていただければと。

もう一点だけ。これ過料を求めていないけれども、その理由も教えてもらっていいですか。過料、罰金。

◎浜口和久委員長

環境生活部参事。

●出口環境生活部参事

協議会の中でもいろいろ話を聞かせていただきました。過料を設けないというところにつきましては、他市の事例等ともございまして、例えば過料を設けることによってマナー向上というか、過料で例えば回ったときに取れないとか、周知の部分でなかなか難しいところもあるというところも聞いておりますので、それも踏まえた中でマナー向上をして、パトロールして、その辺の話をさせていただきたいと考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

環境生活部長。

●藤本環境生活部長

先ほど御意見いただきましてありがとうございます。今回この報告というか、案件出させてもらった部分につきましては、今現在の時点というところでございますので、これからまたパブリックコメント、それから審議会もございまして、その中でまた審議会のほうで御意見いただきましたことは報告のほうをさせていただきたいと、そのように思います。よろしく申し上げます。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

はい、わかりました。まだパブリックコメントもして審議会も開かれるという話なので、あくまでも意見として持っていただければと思います。そのときにはぜひともさっき言ったたばこ規制枠組条約、そういった国際条約の中で求めているものが何なのかとか、そういったもうちょっと深いというところとあれですけども、議論の中心となるものが何なのかというのを一度見ていただいて、あと先進事例でどういうふうになっているのかというところも、一番厳しいところからやっていないところも当然ありますけれども、そういうことも含めて一度研究をしていただければと思います。



◎浜口和久委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件につきましてはこの程度で終わります。

### 【避難行動要支援者制度について】

◎浜口和久委員長

続いて、報告案件に入ります。

「避難行動要支援者制度について」当局から報告をお願いいたします。

高齢者支援課課長。

●小林高齢者支援課長

それでは、「避難行動要支援者制度について」御説明申し上げます。

資料3を御高覧ください。災害時の安否確認や避難行動の際の支援を円滑に行うため、災害対策基本法に基づき災害時要援護者登録制度の取り組みを進めてまいりました。このたび、災害対策の強化を図ることを目的に制度の見直しを行い、避難行動要支援者制度へ名称を改め、制度内容を一部改正するものでございます。

制度の概要について、2ページ目の資料3-1に沿って説明をさせていただきますので、恐れ入りますが資料3-1を御高覧ください。表上段で※1、避難行動要支援者ですが、災害時に自分で安全に避難が困難で、特に支援を必要とする高齢者や障がいのある方、1から7に該当する方を避難行動要支援者とし、市であらかじめ把握し、名簿を作成します。約1万6,000人と見込んでおります。この名簿に登録された方々に市から通知を行い、情報提供の同意について確認し、同意を得た方の名簿、※2の防災ささえあい名簿を作成し、市が管理していきます。そして、この名簿を下段の※3の避難支援等関係者、自治会、自主防災組織、民生委員、消防団、警察等の関係者に提供を行います。このことにより、平常時から地域の支援者等に情報を提供し、日ごろの見守りや地域で行う防災訓練などを通じて、円滑に避難支援等が実施できる体制づくりの活用につけていただくものでございます。

また、災害時の避難支援等を実効性のあるものとし、一人一人の具体的な支援の計画、個別避難計画を地域での取り組みに加え、本人、家族により作成することも可能とし、計画の管理は市が行っていきます。

恐れ入りますが、再度1ページ目、資料3をお願いいたします。「2. 改正点」としましては、登録方法の変更や個別避難支援計画の作成及び管理について、(1)、(2)にお示ししたとおりでございます。

「3. 今後のスケジュール」としましては、本年9月1日制度改正をし、各関係機関に改正の説明を行うとともに、11月中旬ごろ対象者の方へ同意書の送付を行います。そして、

令和2年7月から提出された同意書に基づき作成された防災ささえあい名簿を避難支援等関係者へ提供したいと考えております。

資料3-2につきましては、名簿の仕組みのイメージ図をお示ししましたので御参考にしていただければと存じます。

説明につきましては以上でございます。よろしくお願いいたします。

◎浜口和久委員長

本件は報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いいたします。

御発言はありませんか。

議長。

○中山裕司議長

この避難支援等の関係者というのは、防災ささえあいというのはよくわかるんですけども、この上げられておるあれというのは、これは私は非常に不満。二元代表制の議会が、やっぱり議会では議会としてのあれ、つくりましたでしょう、みんなで。こういうところへせっかく参画するということになっておるのに、全くそういうことが加味されておらん。これどういうふうに解釈したらええんかな。

◎浜口和久委員長

暫時休憩いたします。

休憩 午後2時44分

再開 午後2時47分

◎浜口和久委員長

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これは、市は市としての支援者制度ですが、二元代表制としての議会とのリンクがですね、どのようになつとるかという部分が抜けとると。議会でも災害の部分でですね、議会のほうで条例の中に定めといてありますので、そこらへんともうちょっと研究していただいて、また議長のほうへ報告いただけるようにしていただけますでしょうかね。

●大井戸健康福祉部次長

はい。そのとおりにさせていただきます。

◎浜口和久委員長

よろしいですか。

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

## 【学校水泳民間プール施設活用事業の実施状況について】

### ◎浜口和久委員長

次に、「学校水泳民間プール施設活用事業の実施状況について」、当局から報告をお願いいたします。

学校教育課副参事。

### ●大島学校教育課副参事

「学校水泳民間プール施設活用事業の実施状況」につきまして御報告申し上げます。

資料4をごらんください。まず、「1. 実施校」については記載のとおり早修小学校、豊浜東小学校、北浜小学校の3校でございます。

「2. 委託先」はベストパートナー株式会社、ベスパスポーツクラブ伊勢でございます。契約額につきましては記載のとおりでございます。

実施期間につきましては、当初6月から11月と想定していましたが、6月7日から7月18日までの19日間で実施いたしました。

実施回数につきましては全ての学年で5回の水泳指導を行いました。そのうち1回は着衣水泳を行い、水難事故防止のための内容も実施いたしております。実施方法につきましては、全学年を低学年、中学年、高学年の3グループに分け、泳力別にインストラクターがついて指導を行いました。

成果を考察するため、児童については事前事後のアンケートを、教職員、保護者には事後アンケートを実施いたしました。事業終了が夏季休業に入る直前でしたので、現在、児童、教職員のみアンケートを回収済みでございます。資料に結果概要として記載いたしております。9月以降、保護者アンケートも含め、結果をもとに考察し、委託先への聞き取りもしながら当該事業の検証を行い、まとめていく方向でおります。

以上、実施状況を御報告申し上げます。御協議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

### ◎浜口和久委員長

本件も報告案件であります。特に御発言がありましたらお願いいたします。

御発言ありませんか。

野崎委員。

### ○野崎隆太委員

ちょっと幾つかお伺いさせていただければと思います。まず始めにですけれども、委員会、予算のときの質疑の中で、11月じゃなくてもっと夏休みが始まる前までに事業の完了をすればという話の中で、少し御配慮をいただいた部分があったのかと思いますので、まずそこはよくやっていただきましたというか、ありがとうございますと言わせていただければと思います。

ちょっと今回の実施状況を見ますとおおむね好評な、また成果としてもちょっと上が

っているような、特に泳ぎがうまくなりたいと思うというこれからの展望に関して84という、ここが10ポイント近く上がっているのに、8ポイントか、なのでちょっと結果としてはいいかなと思っておるんですけども、これ1年間やってみて、来年も継続をしたいとかそういう話は今の段階では教職員のほうからはどれぐらい上がってきていますでしょうか。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

教職員のほうからも引き続き事業を実施していただきたいというような御意見もいただいております。以上でございます。

◎浜口和久委員長

野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。今回は、入札に応札というか落札された事業者が位置的に宮川の左岸と言われる地域であったので、対象校がそれに近いようなところか、もしくは左岸から選ばれているのかなというイメージなんですけれども、これからは広げていくのであれば少し対象校をふやしたりとか、そういうことも考えられるかなと思うんですけども、その中でちょっと気になることがございまして、きょう委員会の中で学校の報告があったと思うんですけども、新設される学校にプールを設置するような計画があったかと思っております。

これって方向性として、例えば民間プール等の活用というのが進んでいくと、プール自体は実際に一部の学校ではもうこれから新設しないというような話もあった中で、この事業が進んでいると思っていますので、実験の成果がよければ新設の学校にはプールを建てていかなければならないのが普通かなと思うんですけども、今のみなどが今から計画を撤回できるかという話は別に、ちょっとそのあたりどういうふうに整理をされているのかを教えてくださいませんか。

◎浜口和久委員長

学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

事業といたしまして今年度は小規模校3校で実施をさせていただきました。1社の委託先を決めることができましたので、1社で3校を全て実施させていただいたんですが、今後できれば受け手の事業者をふやしていく、または委託を受ける学校をふやしていく形で、中規模校、そういったところ、それからいろいろな場所での実施が可能かどうかのさらなる検証を行っていきたいと考えております。その検証によりまして、プールをつくらず委

託で学校水泳を実施していくという方向性が定まりましたら、そのような形に進めていくのかと思うんですが、まだそちらのほうの方針としまして検証段階というところで、来年度のさらなる検証を進めていくということで考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長  
野崎委員。

○野崎隆太委員

わかりました。もうこれは意見としてなんですけれども、もしこれからも実証実験という形で少し様子を見て、対象校とかもしくは受け入れ事業者の拡充を図っているというのであれば、ぜひともそれからさっき言った統廃合の話の中で、新しく新設される学校の人数とか規模を受け入れてくれるところがあるのかということも検討しながら、統廃合のその先では学校のプールをつくるつくらんと、この事業の成果次第ではそういった議論に結びつくかなと思いますので、ぜひともそういう視点も取り入れながら、対象校の選定をしていただければなと思います。以上です。

◎浜口和久委員長  
学校教育課副参事。

●大島学校教育課副参事

ありがとうございます。さらに検証を進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

◎浜口和久委員長  
他に御発言はありませんか。  
議長。

○中山裕司議長

教員アンケートというこんなものは入れるべきやないと私は思う。というのは水泳なんというのは教員に対して非常に負担がかかって危険のリスクが高いんですよ、そうでしょう。子供たちの生命がかかっておる。事故がたくさんあるわけでしょう、全国的にも。だからプール事故というのは多い。教員はそのリスクから解放される。民間委託で民間のところで行ってあげば、今の話やけれども送り迎えだけ、ここに書いてあるようにそれだけの問題だけじゃないですか。だから本当に昔、我々がやっていた学校水泳というのはそういう意味じゃなしにもっと大きな包括的な問題の中で学校水泳というのは行われておった。これはやっぱり競技能力を高めるだけの学校水泳じゃないわけでしょう。だからこんなもの教員アンケートなんていうのは、当然教員がこういうことだというような出てくるのは当たり前の結果ですよこれは、アンケートとしては。

要するにリスクが少なくなるということなんです。教員のリスクが少なくなる。危険のリスクが少なくなる。それはなぜか。いわゆる全国的によくある学校プールでの事故が

やっぱりあるということなんです。それはやっぱり各現場におけるその指導に当たる教員が責任を負わなければならぬ。最終的には学校長、学校管理者の学校長が責任をとらなければならぬけれども、やっぱりその現場における教員が責任をとらなければならない。やっぱり相当な私は精神的にそういう重圧感を感じながら学校水泳というのは今まで行われてきておると思うんです。

だからそういうようなことをやっぱりもう少し考えながら、こういうことが将来的に続くということは、いつも言っているように財源的にも相当な金がかかる。先ほど野崎議員が言ったように、やっぱり将来的に今の話やけれども、新設される学校は何かプールどうしていくんやとか、そういう基本的な考え方をやっぱり教育委員会としてきちっとした方針を樹立していくということが大事やと私は思う。だからそういうふうなことをかねて、こういうような教員アンケートなんていうようなばかげたことをこんなところへ上げるといふこと自身がもう間違っておるんです。終わり。

◎浜口和久委員長

他に御発言はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件についてはこの程度で終わります。

### 【所管事業の令和元年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について】

◎浜口和久委員長

次に、「所管事業の令和元年度進捗状況及び予算の執行状況等の調査の実施について」を御協議願います。

本件につきましては、主要な事業について常任委員会別に執行機関から事業の進捗状況や予算の執行状況等について例年報告を受けております。

昨年度は11月20日に実施し、5事業について報告をいただきました。

過去の選定事業については、資料5-1、年度別選定事業表のとおりでございます。

本年度も5事業程度を選定し、12月定例会までに実施することといたしたいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

今後の進め方でございますが、委員の皆様から報告の対象としたい事業がありましたら、9月3日火曜日までに正副委員長または事務局の担当書記へ御連絡を願いたいと思っております。

参考として資料5-2、平成31年度歳出予算款別説明表を配付させていただいております。この資料は、当初予算資料の教育民生委員会所管事業一覧のうち、正副委員長で相談しあらかじめ15事業を選定したものでございます。

委員から希望された事業等、正副委員長において5事業程度を選定し、9月定例会中の常任委員会で決定したいと思っております。あわせて閉会中の継続調査の申し出も決定したいと

思います。

この件について委員の皆様から何か御発言はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御発言もないようですので、本件については5事業程度を調査することとし、当局から報告をいただく事業の選定については正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

◎浜口和久委員長

御異議なしと認めます。そのように決定いたしました。

以上で本日御協議願います案件は終わりましたので、これをもちまして教育民生委員協議会を閉会いたします。

どうも皆さん、御苦勞さまでした。

閉会 午後2時59分